

(仮称) 狛江市空家等対策計画(案)及び(仮称) 狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例(案) 骨子に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について

## 1 市民説明会

市民説明会日時	場所	参加者
平成 29 年 11 月 25 日(土) 午前 10 時から	狛江市役所 4 階特別会議室	2 人
平成 29 年 11 月 29 日(水) 午後 7 時から	狛江市役所防災センター 4 階会議室	3 人

## 2 パブリックコメント

### ●実施期間

平成 29 年 11 月 22 日(水) 午前 8 時 30 分から 12 月 21 日(木) 午後 5 時 15 分まで

### ●公表方法

- (1) 広報こまえへの掲載(平成 29 年 11 月 15 日号)
- (2) 狛江市ホームページへの掲載
- (3) まちづくり推進課窓口での閲覧(市役所 5 階)

### ●提出方法及び提出先

- (1) まちづくり推進課への書面による提出
- (2) 郵便による送付
- (3) ファックスによる送信
- (4) 電子メール又は狛江市ホームページ専用フォームによる送信

### ●提出できる者の範囲

狛江市内に在住・在学・在勤の方及び市内に事業所等を有する方及び案に対し利害関係を有すると認められる方

### ●パブリックコメント提出数

提出者数 1 人  
意見等件数 3 件

(仮称) 狛江市空家等対策計画(案)及び(仮称) 狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例(案) 骨子に対するパブリックコメント

番号	内容(要旨)	回答(案)	備考
1	<p>(仮称) 狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例(案) 骨子(以下、「条例案」という)について、住宅の流通(流動化、住み替え促進など)とこれからの狛江のまちづくりへの配慮がほしい。特に都市計画道路事業による用地買収の代替地としての活用や、高齢者・子どもが気軽に立ち寄れる場所としての利用など、市民の知恵を出し合うような動きの誘導方策も配慮してほしい。</p>	<p>条例案第3条において市の責務として空家等及び空家等の跡地に関する対策を総合的かつ計画的に実施する旨の規定をしております。また、第4条及び第5条において所有者等及び事業者の責務として、利活用について取組や協力に努める旨を規定しています。</p> <p>具体的な利活用の内容については、(仮称) 狛江市空家等対策計画(案) 第4章「空家等に係る施策」に記載しており、取組を進めるなかで、ご意見をいただきながら配慮してまいります。</p>	
2	<p>他自治体の事例について、具体的な対応の事例を紹介してほしい。</p>	<p>今後、セミナー等での紹介について検討してまいります。</p>	<p>メールでの意見</p>
3	<p>(仮称) 狛江市空家等対策推進協議会の委員にどのような分野の方が参加するか、上記意見のことを配慮していただきたい。</p>	<p>幅広い意見をいただけるよう配慮し、委員構成について検討いたします。</p>	